

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 事業企画部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年6月23日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年6月25日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) パンフレット「令和8年国民年金被保険者実態調査(所得等調査
) 市区町村事務要領」の作成業務

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用紙の紙質) _____

(用紙の名称) _____

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件名	パンフレット 「令和8年国民年金被保険者実態調査（所得等調査）市区町村事務要領」
紙質	表紙：色上質紙 厚口 本文：上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	表紙：橙色 本文：白
刷色	表紙：片面刷 1色（墨） 本文：両面刷 1色（墨）
サイズ	A4（210mm×297mm） 32ページ （表紙4頁+本文26頁+白紙（最終部分）2頁）
製本	冊子加工：無線綴じ
梱包	100部ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数量	1,300部（13包）
納期	令和8年9月18日（金）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（日本国内1か所） ※納品は10:00～17:00の間に行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・仕様書等に関する疑義照会は、照会文書（様式は任意）を令和8年6月11日（木）までに提出すること。回答については令和8年6月15日（月）までに日本年金機構HPに掲載する。 ・正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に電子媒体（Word形式またはPDF形式）で提供する。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正原稿（版下データ）は、テキストデータを識別できるPDFファイル形式により納品すること。 ・納品前日までに製品サンプル5部を下記校正担当に納品すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行う

	こと。
校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 事業企画部 事業統計G 電話番号：03-5344-1100（内線 3142） 担当：小澤・奥住

令和8年国民年金被保険者実態調査

市区町村事務要領

厚生労働省

はじめに

日頃より、国民年金事業に格別のご協力をいただき、御礼申し上げます。

厚生労働省では、年金制度の検討や国民年金の事業運営に必要な基礎資料を得るため、国民年金被保険者実態調査を3年ごとに実施しております。

この調査は、国民年金法に基づいて行われる調査であり、全国の国民年金第1号被保険者のうち、約6万人を調査するもので、国民年金第1号被保険者の所得等の実態を明らかにする唯一の調査です。

この調査によって得られる統計は、被保険者本人及び世帯の所得の状況、国民年金制度に対する意識、保険料の納付状況、保険料未納の理由等広範囲にわたっており、今後の年金制度の検討や国民年金の事業運営に必要な事項を総合的に把握する大変貴重な資料となります。

信頼性と正確性の高い統計を作成するためには、市区町村のご協力とご尽力により正確かつ円滑に調査を実施することが不可欠です。

この『市区町村事務要領』は、令和8年国民年金被保険者実態調査を実施するにあたって、市区町村に作業をお願いする「所得等調査」に関する事務処理の要領を取りまとめたものです。

市区町村におかれましては、本調査の趣旨及び意義をご理解いただき、本調査へのご協力をお願いいたします。

厚生労働省年金局
事業企画課調査室長

目 次

第1章	調査と事務の概要	1
1	調査の概要	1
2	事務の概要	1
第2章	市区町村の事務	2
1	実施通知及び事務連絡の確認	2
2	調査関係書類の確認	2
3	各種台帳の閲覧のための手続き等	2
4	所得等調査調査票の入力	3
5	厚生労働省への調査票の提出	4
6	提出しない世帯員整理票等の廃棄	5
7	問い合わせ先	6
8	アンケート回答のお願い	6
第3章	調査票の入力の仕方	7
1	世帯員整理票の入力（所得等調査調査票（2）の入力を含む）	7
2	所得等調査調査票（1）の入力	13
参考資料		
	（参考1）国民年金被保険者実態調査関係法令	16
	（参考2）令和8年国民年金被保険者実態調査要綱	18
	（参考3）地方税法に関する総務省の回答文書	20

第1章 調査と事務の概要

1 調査の概要

国民年金被保険者実態調査は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第108条の3の規定に基づき、国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、被保険者本人及び世帯の所得の状況、国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由などを調査することにより、その実態を明らかにし、今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とするもので、昭和62年から3年おきに実施し、今回は13回目に当たります（詳細は18ページ参照）。

この調査は、国民年金第1号被保険者に対して直接郵送によって調査票を配布して調査する「直接調査」及び「追納調査」と、国民年金第1号被保険者の行政記録について市区町村職員が住民基本台帳等から転記する「所得等調査」により構成されています。

所得等調査は、所得等調査調査票（1）と所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）により構成され、所得等調査調査票（1）は、調査対象者の世帯の状況や所得金額について、所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）は、所得等調査調査票（1）の調査対象者の中から指定する者についての詳細な所得等の状況について、入力していただくものです。いずれの調査票も、別途実施される直接調査で把握する調査項目と突合することにより、今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

2 事務の概要

令和8年国民年金被保険者実態調査（所得等調査）の実施に当たり、市区町村にお願いする主な調査事務の概要は、次のとおりです。

- 1 実施通知及び事務連絡の確認（10月中旬）
- 2 調査関係書類の確認（10月中旬）
- 3 各種台帳の閲覧のための手続き等
- 4 所得等調査調査票の入力
- 5 厚生労働省への調査票の提出（令和9年2月26日まで）
- 6 提出しない世帯員整理票等の廃棄

個別の事務の概要については、「第2章 市区町村の事務」にて解説します。

第2章 市区町村の事務

令和8年国民年金被保険者実態調査の「所得等調査」に係る事務をお願いいたします。

1 実施通知及び事務連絡の確認（10月中旬）

厚生労働省から10月中旬に送付する事務連絡の中に、別途10月中旬に送付する調査関係書類に含まれる調査用品DVDの開封に必要なパスワード及びご協力いただく調査対象者数が記されているので、ご確認ください。

2 調査関係書類の確認（10月中旬）

厚生労働省から送付される調査関係書類に以下のものがすべて含まれていることを確認してください。

- ・市区町村事務要領 [本資料]
- ・調査用品DVD

また、調査用品DVDには、以下のファイルが収録されていることを確認してください。
なお、フォルダにはパスワードが付されておりますが、別途通知される事務連絡（10月中旬）でパスワードを確認してください。

- ・市区町村事務要領.pdf
- ・(住所コード) 所得等調査調査票(1).xlsx
- ・(住所コード) 所得等調査調査票(2)(所得等特別調査).xlsx
- ・(住所コード) 世帯員整理票.xlsx
- ・(住所コード) 調査対象者.xlsx
- ・世帯員整理票から所得等調査調査票(1)への転記支援ツール.xlsx

※所得等調査調査票のファイル名は、例えば東京都千代田区であれば、「13101 所得等調査調査票(1).xlsx」等となります。

※「世帯員整理票から所得等調査調査票(1)への転記支援ツール.xlsx」は、各市区町村における事務負担軽減のために提供するツールとなります。必要に応じてご利用ください。

3 各種台帳の閲覧のための手続き等

本調査は、以下の台帳の情報を調査票に入力することによって行います。このため、必要に応じて、各台帳について関係部署から閲覧の承認又は協力を得てください。

- ・住民基本台帳
- ・市区町村民税課税台帳

関係部署に対しては、以下のポイントを説明し、調査実施の承認又は協力を求めてください。

(1) 調査目的の公益・重要性

令和8年国民年金被保険者実態調査は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第108条の3の規定に基づき、国民年金第1号被保険者の所得等の実態を明らかにし、

今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営のための基礎資料を得るために必要不可欠な調査です。

(2) 昭和 62 年から 3 年おきに継続して調査を実施

昭和 62 年の調査開始時から 3 年おきに、市区町村の協力の下、市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料（税）賦課（課税）台帳等から転記することにより、本調査を実施しています。

(3) 情報の保護の徹底

以下により、厚生労働省は個人情報の保護を徹底します。

(ア) 厚生労働省セキュリティポリシー

厚生労働省セキュリティポリシーは、厚生労働省において、情報セキュリティの確保のために実施すべき対策及びその水準を更に高めるための対策の方針と基準を定めたものであり、本ポリシーに基づき情報の保護を徹底します。

厚生労働省では、これらの規定に基づき、次のような措置をとります。

- ① 調査票及び調査票の内容を入力した磁気データ等（以下「調査票磁気データ等」という。）は、適切な管理を行います。
- ② 調査票磁気データ等は、統計の作成を行う場合にのみ利用します。
- ③ 調査完了後速やかに調査票を溶解等、復元が困難な状態にして処分します。

(イ) 調査実施の上での個人情報保護

厚生労働省へ提出していただく調査票磁気データ等には、個人の特정이可能な情報（住所、氏名等）を含めませんので、厚生労働省への送付の段階、また、厚生労働省で統計作成用に保管する段階で個人を特定できない仕組みとなっています。

なお、調査票に付されている整理番号は、厚生労働省において直接調査の調査票と本調査の調査票を突合するために用いるものです。この整理番号によって個人を特定できるものではありませんので、整理番号は消去せずに提出して下さい。

(4) 地方税法に関する総務省の通知

本調査における市区町村の地方税担当職員の情報提供は、地方税法において秘密漏えいに関する罪を定めている第 22 条には抵触しないとの回答を、総務省より平成 16 年 4 月 12 日付けの通知（20 ページ参照）で得ております。

4 所得等調査調査票の入力

所得等調査は、調査対象者及びその世帯の必要事項を、調査用品 DVD に収録されている「所得等調査調査票（1）.xlsx」及び「所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）.xlsx」に入力することによって実施します。

入力作業を円滑に進めるため、世帯員整理票を利用してください。詳細な調査票の入力方法については、第 3 章「調査票の入力の仕方」（7 ページ）をご覧ください。

調査票の電子ファイルをメールで提出することができない等の理由により世帯員整理票

及び調査票を紙媒体で作成される場合は、DVDに収録されている「世帯員整理票.xlsx」、「所得等調査調査票（1）.xlsx」及び「所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）.xlsx」を紙媒体に出力し（世帯員整理票は調査対象者の人数分を出力）、必要事項を記入してください。

5 厚生労働省への調査票の提出

郵送費及び厚生労働省での紙媒体から電子データへの入力委託費の削減並びに行政事務の効率化の観点から、原則として電子ファイルでのメール送信により調査票を提出してください。提出期限は、令和9年2月26日（金）です。なお、メールで提出できない場合は、出力した紙媒体の調査票を郵送することにより提出してください。

(1) 電子ファイルをメールで提出する場合

①メールの宛先及び件名

メールの件名を「令和8年国民年金被保険者実態調査（所得等調査）調査票の提出」とし、宛先を次のメールアドレスとしてください。

【提出先のメールアドレス】

p-research@mhlw.go.jp

②調査票等のファイルの添付

必要事項が入力された以下のファイルをメールに添付し、メールを送信してください。

- ・（住所コード）所得等調査調査票（1）.xlsx
- ・（住所コード）所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）.xlsx

世帯員整理票は、氏名が含まれているため厚生労働省へ提出しないでください。

③暗号化

添付ファイルには、パスワードを付与して送信してください。パスワードは、令和8年10月中旬に厚生労働省から送付する事務連絡に記載しているもの（すなわち、DVDのファイル開封に使用したもの）と同じパスワードを設定してください。付与方法は任意としますが、厚生労働省にて暗号化ソフトがなくてもパスワードを入力することにより閲覧等を可能とする方式をお願いします。

（パスワード付与の例）

Excelブックの暗号化とパスワードは以下の方法で設定できます。

- ①対象となるファイルを開く
- ② [ファイル] タブをクリック
- ③ [情報] をクリック
- ④ [ブックの保護] ボタンをクリック
- ⑤ [パスワードを使用して暗号化] をクリック
- ⑥パスワードを入力し [OK] をクリック
- ⑦確認用のパスワードを再入力し [OK] をクリック

「上書き保存」することによって、パスワードがかかった状態で保存されます。

④送信後の確認

メールの受信確認及び回答内容の審査のために、厚生労働省年金局事業企画課調査室でメールを受信後、2週間以内に調査室から拝受のメールをお送りいたします。調査室からの返信メールを受信したことをもって、調査を終了としてください。貴市区町村にてメール送信後、2週間が経過しても調査室から返信が無い場合、お手数ですが電話で調査室への確認をお願いいたします。

⑤調査対象者数の記録

本調査は国民年金事務費交付金の対象です。交付金の申請にあたっては、所得等調査や特別調査で調査の対象となった人数に、単価を乗じて金額を算出する為、厚生労働省から送付する事務連絡別添に記載した調査対象者数を記録するようにしてください。

(2) 紙帳票を郵送で提出する場合

① 調査票の提出先

調査票をとりまとめ、厚生労働省あてに以下のものを提出してください。

- ・所得等調査調査票（1）
- ・所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）
（世帯員整理票は厚生労働省へ提出しないでください。）

【調査票の提出先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省年金局事業企画課調査室 あて

②郵送方法

調査票は、「簡易書留扱い」として、厚生労働省に郵送してください。

なお、要した経費については、郵送費を含めて、国民年金事務費交付金において一括して請求していただきますようお願いいたします。

③梱包方法

調査票の梱包は、搬送の途中で破損などがないように厳重に行ってください。また、「国民年金被保険者実態調査（所得等調査）調査票在中」と朱書きで明記するとともに、梱包が2個以上にわたるときは「△個のうち△個」と付記してください。

④調査対象者数の記録

本調査は国民年金事務費交付金の対象です。交付金の申請にあたっては、所得等調査や特別調査で調査した対象人数に、単価を乗じて金額を算出する為、厚生労働省から送付する事務連絡別添に記載した調査対象者数を記録するようにしてください。

6 提出しない世帯員整理票等の廃棄

- (1) 世帯員整理票(所得等調査調査票用)(紙媒体に出力した場合)及び調査用品DVDは、

調査票を厚生労働省に送付した後、速やかに裁断、焼却又は溶解により廃棄してください。また、世帯員整理票や調査対象者等、個人情報を含むデータを一時的にPC等に保存している場合は、保存したデータも消去してください。

(2) 上記書類の廃棄の後には、必要に応じ、地方税担当部署など関係部署に処分した旨を連絡してください。

7 問い合わせ先

市区町村において対応できない問題や疑問点が生じた場合には、厚生労働省に原則としてメールでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

厚生労働省年金局事業企画課調査室

TEL：03-5253-1111（内線3585）

E-mail: p-research@mhlw.go.jp

8 アンケート回答のお願い

本調査の改善に資することを目的として、以下の項目に係るアンケートを実施する予定です。（令和9年3月中にメール送付予定）

については、アンケート送付の際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（アンケート項目案）

1. 所得等調査における回答方法（メール提出・郵送提出）
2. 回答作業に当たり、システム等を活用した効率化・自動化の実施状況
3. （2で「実施した」と回答した場合）活用した方法の内容
4. 調査票の記入に要した作業量（単位：人時）
5. 調査票の記入以外の業務に要した作業量（単位：人時）
6. 調査方法等に関する意見（自由記述）

第3章 調査票の入力の仕方

1 世帯員整理票の入力（所得等調査調査票（2）の入力を含む）

所得等調査調査票（1）及び所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）への入力を円滑に進めるため、世帯員整理票を活用してください。なお、世帯員整理票は、厚生労働省へ提出しないでください。

（1）調査対象者リストの氏名等が記入された世帯員整理票を確認

「(住所コード) 調査対象者.xlsx」に記載された整理番号・世帯の住所・調査対象者の氏名・生年月日・特別調査の有無は、「(住所コード) 世帯員整理票.xlsx」にプレプリントされていますのでご確認ください。

なお、調査対象者は無作為に抽出していることから、複数の調査対象者が同一世帯にいる場合もあります。

（2）住民基本台帳をもとに、氏名等を世帯員整理票に入力

- ① 住民基本台帳閲覧場所へ世帯員整理票を持ち込んでください。
- ② 世帯員整理票に記載された、調査対象者の住所・氏名・生年月日をもとに、住民基本台帳から調査対象者を抽出し、世帯員整理票に、当該調査対象者の属する世帯のすべての世帯員氏名を転記してください。（令和8年3月末現在の状況を記載してください。廻りが困難であれば調査時点の世帯構成で結構です。）。

世帯員整理票に記載された調査対象者の住所等と住民基本台帳の情報に一部、齟齬がある場合でも、同一人物と見なせる場合は、調査を実施してください。

令和8年4月以降に転出されている調査対象者であっても、3月末現在で在住していたのであれば調査を実施してください。3月末現在で転出等により在住していない場合は、調査不能として、所得等調査調査票（1）の当該対象者の報告事項はすべて“-”（ハイフン）を入力してください。もし、所得等特別調査の該当者であれば、所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）も同様に本人の状況の報告事項に“-”（ハイフン）を入力してください。

- ③ 世帯員の中に、令和8年3月末現在で18歳未満の者がいる場合は、所定の欄に○をつけてください。

(3) 市区町村民税課税台帳をもとに、課税状況等を世帯員整理票及び特別調査票に入力

- ① 市区町村民税課税台帳閲覧場所へ世帯員整理票と所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）を持ち込んでください。
- ② 市区町村民税課税台帳から、当該世帯の世帯員全員の令和7年の総所得金額（収入から必要経費を控除した額。なお、「総所得金額等」ではない。）を、世帯員整理票に転記してください。
0円の場合は「0」と入力し、総所得金額が不明の場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。
- ③ 引き続き市区町村民税課税台帳から、当該世帯の世帯員全員の令和8年度の市区町村民税課税状況について、「1. 課税」又は「2. 非課税」のどちらかを入力してください。
その際、「均等割」が課税されていれば「1. 課税」としてください。（市区町村民税は均等割と所得割から成り立ち、均等割は納税者に均一に課税され、所得割は前年の所得金額や扶養家族数などに応じて計算されます。）課税状況が不明の場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。

《所得等特別調査》

※ 以下は、所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）の入力に関する説明となります。
所得等特別調査の対象となっている調査対象者がいない場合は、(4)にお進みください。

- ④ 特別調査の対象となっている調査対象者については、以下に従って、所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）の各欄に入力をしてください。入力にあたっては、金額や該当人数が0の場合は、空欄とせず、「0」と入力して下さい。
調査不能の者がいる場合は、その者についての報告事項すべてに“-”（ハイフン）を入力してください。

<本人の状況>

- (ア) 「本人の総所得金額」について、市区町村民税課税台帳をもとに、本人の令和7年の総所得金額を円単位で転記してください。（世帯員整理票の「令和7年の総所得金額」と同じ金額です。）
- (イ) 「各種控除額」の各項目について、市区町村民税課税台帳から円単位で転記してください。
- (ウ) 「控除対象者等の状況」について、以下に従って人単位で転記してください。
 - 同一生計配偶者（70歳以上）・老人扶養親族
市区町村民税課税台帳の「同一生計配偶者」のうち70歳以上の者の数及び「老人扶養親族数」の合計を入力してください。
 - 特定扶養親族及び扶養親族（16歳以上19歳未満に限る）
市区町村民税課税台帳を参照の上、入力してください。
 - 同一生計配偶者（障害者）及び扶養親族（障害者）
「障害者である扶養親族数」、「障害者である特定扶養親族数」、「障害者である老人扶養親族数」及び「障害者である同一生計配偶者数」の合計を入力してください。
なお、市区町村によっては、「障害者である同一生計配偶者数」は「障害者である扶養親族数」

として掲載されている場合もあるので、市区町村民税課税台帳には「障害者である同一生計配偶者数」としては存在しない場合もあります。

○ 同一生計配偶者（特別障害者）及び扶養親族（特別障害者）

「特別障害者である扶養親族数」、「特別障害者である特定扶養親族数」、「特別障害者である老人扶養親族数」及び「特別障害者である同一生計配偶者数」の合計を入力してください。

なお、市区町村によっては、「特別障害者である同一生計配偶者数」は「特別障害者である扶養親族数」として掲載されている場合もあるので、市区町村民税課税台帳には「特別障害者である同一生計配偶者数」としては存在しない場合もあります。

○ ①～④以外の同一生計配偶者及び扶養親族

上記以外の同一生計配偶者及び扶養親族の数の合計を入力してください。

年少扶養親族（15歳以下の扶養親族）は、ここに計上してください。

○ 本人の状況

該当するものがあれば○をつけてください。

(エ) 「地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」について、地方税法附則第6条第4項（肉用牛に係る事業所得の農業収入に係る免除措置）に該当する所得額を入力してください。

＜配偶者の状況＞

調査対象者本人の配偶者の有無について、「1. 配偶者の有無」の欄に入力してください。

調査対象者本人に配偶者がいない場合は、「2. 配偶者の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄は、空欄のままとしてください。

調査対象者に配偶者がいる場合は、「2. 配偶者の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄に配偶者の状況を転記してください。「2. 配偶者の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄の入力方法は＜本人の状況＞と同様の要領で入力してください。

＜世帯主の状況＞

調査対象者本人と世帯主との関係を「1. 本人との関係」の欄に入力してください。

調査対象者本人が世帯主、又は配偶者が世帯主の場合は、「2. 世帯主の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄は、空欄のままとしてください。

世帯主が、調査対象者及び配偶者以外の場合は、「2. 世帯主の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄に世帯主の状況を転記してください。「2. 世帯主の総所得金額」～「5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の各欄の入力方法は＜本人の状況＞と同様の要領で入力してください。

(4) 世帯員整理票の世帯合計欄に入力

Excel で作業される場合、各世帯員の情報を入力すると自動的に計算されるため、入力する必要はありません。紙帳票で作業される場合は以下のとおりです。

世帯員数や世帯の総所得金額などの各項目について、当該世帯の合計を記入してください。

該当人数や金額が0の場合は、空欄とせず「0」と記入し、世帯員全員について課税台帳がない等、調査不能の場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。

- ① 「世帯員数」「18歳未満」欄では世帯の合計人数を記入してください。
- ② 「世帯の総所得金額」欄では、世帯員全員の総所得金額の合計を記入してください。世帯員の中に、総所得金額が不明の方がいた場合、その方を除いて所得が判明している世帯員の総所得金額の合計を記入してください。
- ③ 「市区町村民税課税状況」欄では、世帯員のうち1人でも課税されている場合は「1. 課税」を記入してください。「2. 非課税」は、世帯内に「1. 課税」の方が1人もいない場合のみとしてください。世帯員全員に“-”（ハイフン）が引かれている場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。

○世帯員整理票の入力方法

都道府県：東京都
 住所コード：13101
 市区町村名：千代田区

<13101 調査対象者.xlsx>

整理番号	住所(漢字)	住所(カナ)	氏(漢字)	名(漢字)	氏(カナ)	名(カナ)	生年月日	特別調査の有無
123456	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-1	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-1	年金	花子	ネンキン	ハナコ	S38/06/15	○
246476	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-2	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-2	北海	太郎	ホツカイ	タロウ	S32/05/12	
435432	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-3	東北	清	トウホク	キヨシ	S58/12/05	
123453	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-4	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-4	関東	淳子	カントウ	ジュンコ	S35/01/24	○
457563	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-5	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-5	中部	三郎	チュウブ	サブロウ	S48/09/29	
232334	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-6	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-6	近畿	和子	キンキ	カズコ	H2/06/11	

<世帯員整理票>

令和8年国民年金被保険者実態調査 世帯員整理票 (所得等調査調査票用)

整理番号	1	2	3	4	5	6	特別調査の有無
世帯住所	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-1						
(調査対象者本人は1番) 世帯員番号							
(調査対象者の世帯主は○を記入) 世帯主							
(調査対象者の配偶者は○を記入) 配偶者							
氏名	年金 花子		生年月日	S38年 6月 15日	令和7年の 総所得金額(円)	1,632,370 (円)	令和8年度の 市区町村民税 課税状況
					※0円の場合は0と記入し、総所得金額が不明の場合は“-”を引く。 ※総所得金額がマイナスの場合もそのまま記入する。		(令和7年所得に基づく課税状況) 1. 課税 2. 非課税 ※不明の場合は“-”を引く。
1							
2	○	○				4,123,456 (円)	1 課税
3					○	- (円)	-
4					○	- (円)	-
5						(円)	
6						(円)	
7						(円)	
8						(円)	
9						(円)	
10						(円)	
世帯合計			世帯員数	18歳未満	世帯の総所得金額	5,755,826 (円)	市区町村民税課税状況
			4 (人)	2 (人)			1 課税

2 所得等調査調査票（1）の入力

1で入力した世帯員整理票をもとに、所得等調査調査票（1）に入力してください。

なお、各市区町村における事務負担軽減のため、世帯員整理票から所得等調査調査票（1）への転記作業を支援する「世帯員整理票から所得等調査調査票（1）への転記支援ツール.xlsx」を調査用品DVDに収録しております。そちらも必要に応じてご活用ください（使い方については当該Excelブック内に記載しておりますのでご確認ください。）。

世帯員整理票をもとに、所得等調査調査票（1）を記入

- ① 「現在の世帯員数」欄について、世帯員整理票より、調査対象者の属する世帯の世帯員数、18歳未満の者の数を入力してください。
 - ② 「本人の所得金額」欄について、世帯員整理票より、調査対象者本人の総所得金額と市区町村民税課税状況を入力してください。
総所得金額は、1万円未満は四捨五入とし、0円である場合でも空欄とせず、必ず「0」と入力してください。また、総所得金額、市区町村民税課税状況が不明の場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。
 - ③ 「世帯の所得金額」欄について、世帯員整理票より、当該世帯の総所得金額を入力してください。
総所得金額は、1万円未満は四捨五入とし、0円である場合でも空欄とせず、必ず「0」と入力してください。世帯員の全員が不明の場合は、当該欄に“-”（ハイフン）を入力してください。
- ※ 世帯員整理票の所得金額は円単位、所得等調査調査票（1）は万円単位ですので、四捨五入にて単位の変更をお願いします。

○所得等調査調査票（1）の入力方法

<世帯員整理票>

令和8年国民年金被保険者実態調査 世帯員整理票（所得等調査調査票用）

整理番号		1	2	3	4	5	6	特別調査の有無	○			
世帯住所 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-1												
(調査対象者本人は1番) (調査対象者の世帯主は○を記入) (調査対象者の配偶者は○を記入)	氏名							生年月日	○(平成20年4月2日以降生まれの者に印をつける)	令和7年の総所得金額(円)	令和8年度の市区町村民税課税状況	
	1	年金 花子							S38年6月15日		1,632,370 (円)	1 課税
	2	年金 太郎									4,123,456 (円)	1 課税
	3	年金 一郎								○	- (円)	-
	4	年金 桜								○	- (円)	-
	5										(円)	
	6										(円)	
	7										(円)	
	8										(円)	
	9										(円)	
	10										(円)	
世帯合計							世帯員数	18歳未満	世帯の総所得金額	市区町村民税課税状況		
							4 (人)	2 (人)	5,755,826 (円)	1 課税		

<所得等調査調査票（1）>

令和8年国民年金被保険者実態調査 所得等調査調査票（1）

整理番号	特別調査の有無	現在の世帯員数	令和7年の所得金額			
			本人の所得金額		世帯の所得金額	
			(1)総所得金額(万円)	(2)市区町村民税課税状況	(3)総所得金額(万円)	(4)市区町村民税課税状況
123456	○	4	163 (万円)	1	576 (万円)	1
24647			(万円)		(万円)	
4354			(万円)		(万円)	
123			(万円)		(万円)	

世帯員整理票でお調べいただいた方の整理番号「123456」と同じ番号を、所得等調査調査票（1）にあらかじめ印字している整理番号の中から選び出し、当該行に調査結果を入力してください。

○所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）の入力方法

都道府県：東京都
住所コード：13101
市区町村名：千代田区

<13101 調査対象者.xlsx>

整理番号	住所(漢字)	住所(カナ)	氏(漢字)	名(漢字)	氏(カナ)	名(カナ)	生年月日	特別調査の有無
123456	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-2	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-2	北海	太郎	ホツカイ	タロウ	38/06/15	○
246476	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-2	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-2	北海	太郎	ホツカイ	タロウ	32/05/12	
435432	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-3	東北	清	トウホク	キヨシ	58/12/05	
123453	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-4	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-4	関東	淳子	カントウ	ジュンコ	35/01/24	○
457563	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-5	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-5	中部	三郎	チュウブ	サブロウ	48/09/29	
232334	東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-6	トウキョウトチヨダク カスミガセキ 1-1-6	近畿	和子	キンキ	カズコ	12/06/11	

「13101 調査対象者.xlsx」の整理番号「123456」と同じ番号を、所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）にあらかじめ印字している整理番号の中から選び出し、当該ページの各調査項目に当該対象者の情報を入力してください。

<所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）>

令和8年国民年金被保険者実態調査 所得等調査調査票(2)(所得等特別調査)

整理番号 123456

本人の状況	配偶者の状況	世帯主の状況															
<p>1. 本人の総所得金額 <u>1,632,370</u> 円</p> <p>2. 各種控除額</p> <p>① 雑損控除 <u>0</u> 円</p> <p>② 医療費控除 <u>20,000</u> 円</p> <p>③ 社会保険料控除 <u>290,000</u> 円</p> <p>④ 小規模企業共済等掛金控除 <u>0</u> 円</p> <p>⑤ 配偶者特別控除 <u>0</u> 円</p> <p>⑥ 特定親族特別控除 <u>0</u> 円</p> <p>3. 控除対象者等の状況</p> <p>① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族 <u>0</u> 人</p> <p>② 特定扶養親族及び扶養親族(16歳以上19歳未満に限る) <u>0</u> 人</p> <p>③ 同一生計配偶者(障害者)及び扶養親族(障害者) <u>0</u> 人</p> <p>④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び扶養親族(特別障害者) <u>0</u> 人</p> <p>⑤ ①～④以外の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>0</u> 人</p> <p>⑥ 本人の状況 (該当するものすべてに○をつける)</p> <table border="1"> <tr><td>1. 障害者</td></tr> <tr><td>2. 特別障害者</td></tr> <tr><td>3. 寡婦</td></tr> <tr><td>4. ひとり親</td></tr> <tr><td>5. 勤労学生</td></tr> </table> <p>4. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額 <u>0</u> 円</p>	1. 障害者	2. 特別障害者	3. 寡婦	4. ひとり親	5. 勤労学生	<p>1. 配偶者の有無 <input type="radio"/> 1. 配偶者なし(以下項目の記入不要) <input checked="" type="radio"/> 2. 配偶者あり(以下項目に記入)</p> <p>2. 配偶者の総所得金額 <u>4,123,456</u> 円</p> <p>3. 各種控除額</p> <p>① 雑損控除 <u>0</u> 円</p> <p>② 医療費控除 <u>0</u> 円</p> <p>③ 社会保険料控除 <u>556,400</u> 円</p> <p>④ 小規模企業共済等掛金控除 <u>0</u> 円</p> <p>⑤ 配偶者特別控除 <u>0</u> 円</p> <p>⑥ 特定親族特別控除 <u>0</u> 円</p> <p>4. 控除対象者等の状況</p> <p>① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族 <u>0</u> 人</p> <p>② 特定扶養親族及び扶養親族(16歳以上19歳未満に限る) <u>1</u> 人</p> <p>③ 同一生計配偶者(障害者)及び扶養親族(障害者) <u>0</u> 人</p> <p>④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び扶養親族(特別障害者) <u>0</u> 人</p> <p>⑤ ①～④以外の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>1</u> 人</p> <p>⑥ 配偶者本人の状況 (該当するものすべてに○をつける)</p> <table border="1"> <tr><td>1. 障害者</td></tr> <tr><td>2. 特別障害者</td></tr> <tr><td>3. 寡婦</td></tr> <tr><td>4. ひとり親</td></tr> <tr><td>5. 勤労学生</td></tr> </table> <p>5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額 <u>0</u> 円</p>	1. 障害者	2. 特別障害者	3. 寡婦	4. ひとり親	5. 勤労学生	<p>1. 本人との関係 <input type="radio"/> 1. 本人が世帯主(以下項目の記入不要) <input checked="" type="radio"/> 2. 配偶者が世帯主(以下項目に記入不要) <input type="radio"/> 3. それ以外(以下項目に記入)</p> <p>2. 世帯主の総所得金額 _____ 円</p> <p>3. 各種控除額</p> <p>① 雑損控除 _____ 円</p> <p>② 医療費控除 _____ 円</p> <p>③ 社会保険料控除 _____ 円</p> <p>④ 小規模企業共済等掛金控除 _____ 円</p> <p>⑤ 配偶者特別控除 _____ 円</p> <p>⑥ 特定親族特別控除 _____ 円</p> <p>4. 控除対象者等の状況</p> <p>① 同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族 _____ 人</p> <p>② 特定扶養親族及び扶養親族(16歳以上19歳未満に限る) _____ 人</p> <p>③ 同一生計配偶者(障害者)及び扶養親族(障害者) _____ 人</p> <p>④ 同一生計配偶者(特別障害者)及び扶養親族(特別障害者) _____ 人</p> <p>⑤ ①～④以外の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ 人</p> <p>⑥ 世帯主本人の状況 (該当するものすべてに○をつける)</p> <table border="1"> <tr><td>1. 障害者</td></tr> <tr><td>2. 特別障害者</td></tr> <tr><td>3. 寡婦</td></tr> <tr><td>4. ひとり親</td></tr> <tr><td>5. 勤労学生</td></tr> </table> <p>5. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額 _____ 円</p>	1. 障害者	2. 特別障害者	3. 寡婦	4. ひとり親	5. 勤労学生
1. 障害者																	
2. 特別障害者																	
3. 寡婦																	
4. ひとり親																	
5. 勤労学生																	
1. 障害者																	
2. 特別障害者																	
3. 寡婦																	
4. ひとり親																	
5. 勤労学生																	
1. 障害者																	
2. 特別障害者																	
3. 寡婦																	
4. ひとり親																	
5. 勤労学生																	

(参考1)

国民年金被保険者実態調査関係法令

1 国民年金法に基づく統計調査

国民年金被保険者実態調査は、国民年金法第108条の3に基づき実施される調査です。また、所得等調査の調査事務は、同条第2項に基づき、市区町村に必要な情報の提供を求めるものです。

◎ 国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

（統計調査）

第108条の3 厚生労働大臣は、第一条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し必要な統計調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 前項の規定により情報の提供を求めるに当たつては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

2 統計法に定められた統計調査

(1) 国民年金被保険者実態調査（直接調査及び追納調査）は、統計法第19条第1項の規定に基づき、国の統計調査として総務大臣の承認を受けて実施する調査です。

◎ 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（一般統計調査の承認）

第19条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 （略）

(2) 統計法では、統計調査に携わるすべての人に対して、調査で知り得た事柄や調査票の記入内容を他に漏らしたり、調査票を統計以外の目的に使用したりすることを禁じています。

◎ 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第39条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二～五 （略）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受け

た者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の利用制限)

第 40 条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律(指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3 (略)

(守秘義務)

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者
当該情報を取り扱う業務

二・三 (略)

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五・六 (略)

3 その他参考

◎ 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)(抄)

(資料の提供)

第 37 条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 (略)

◎ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(抄)

(利用及び提供の制限)

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4 (略)

(参考2)

令和8年国民年金被保険者実態調査要綱

1 調査の目的

国民年金第1号被保険者及び国民年金保険料の納付を過去に猶予した者について、保険料の納付状況や納付猶予するために利用した制度ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

なお、調査は、国民年金第1号被保険者に対して直接郵送によって調査票を配布して調査する「直接調査」及び「追納調査」と、国民年金第1号被保険者の所得、課税の状況などについて、市区町村国民年金担当職員が転記する「所得等調査」により構成する。

2 調査の対象及び選定の方法

(1) 調査対象

ア 直接調査

調査実施年3月末現在における国民年金第1号被保険者のうち、以下を除く者

- ① 任意加入被保険者
- ② 外国人
- ③ 法定免除者
- ④ 転出による住所不明者
- ⑤ 25歳以上の学生納付特例者

イ 追納調査

過去に保険料の納付猶予制度（学生納付特例制度又は納付猶予制度）を利用し、納付猶予の承認から2年目又は9年目となる者のうち、以下を除く者① 任意加入被保険者

- ① 外国人
- ② 転出による住所不明者
- ③ 遡って法定免除が適用された者

ウ 所得等調査

「ア 直接調査」の調査対象及びその属する世帯

(2) 調査客体

ア 直接調査

無作為抽出した国民年金第1号被保険者約6万4千人とする。

イ 追納調査

無作為抽出した国民年金第1号被保険者約1万6千人とする。

ウ 所得等調査

無作為抽出した国民年金第1号被保険者約6万4千人とする。（「ア 直接調査」と同一）

(3) 選定方法

ア 直接調査

国民年金被保険者ファイルより、調査対象となる国民年金第1号被保険者を居住している市区町村^(注)の都市規模区分、被保険者の保険料納付状況区分及び年齢階級区分別を基本とした層化区分によりに層

化し、調査対象の市区町村を抽出した後で調査対象者の抽出を行う方法によって調査対象者を選定する。

(注) 令和7年3月末現在の市（政令指定都市を除く。）、政令指定都市の行政区、東京特別区部および町村（北方領土を除く。）の境界により区分した地域をいう（全1892地域）。

(ア) 都市規模区分

- ① 東京都特別区、政令指定都市、人口20万以上の市及び県庁所在市
- ② ①以外の市町村

(イ) 保険料納付状況区分

- ① 完納者（令和6年度及び令和7年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（令和6年度及び令和7年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1号期間滞納者（令和6年度及び令和7年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（令和7年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（令和7年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 納付猶予者（令和7年度末に保険料の納付猶予を受けている者）

ただし、①～③の判定に当たって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、令和6年度及び令和7年度の保険料の納付状況に応じて、「① 完納者」、「② 一部納付者」に区分する。

(ウ) 年齢階級区分

20歳から59歳までの5歳階級区分（8区分）

ただし、完納者及び申請全額免除者については、都市規模区分を合併した1区分で設定している。

イ 追納調査

日本年金機構の業務記録より、調査対象となる猶予等の利用者を抽出し、以下の層に分け、層化無作為抽出により選定する。

(ア) 過去10年間における追納の有無（2区分）

- ① あり
- ② なし

(イ) 承認されてから2年目の猶予等の種別（3区分）

- ① 学生納付特例制度
- ② 納付猶予制度
- ③ なし

(ウ) 承認されてから9年目の猶予等の種別（3区分）

- ① 学生納付特例制度
- ② 納付猶予制度
- ③ なし

(エ) 令和8年3月末現在の被保険者種別（3区分）

- (ア) 第1号被保険者
- (イ) 第2号被保険者
- (ウ) 第3号被保険者

ウ 所得等調査

「ア 直接調査」と同様の方法による。

3 調査方法、調査事項及び実施実施時期

(1) 調査方法

ア 直接調査

調査票を郵便で送り、報告者は郵便で調査票を返送又はオンライン（政府統計共同利用システム）上で回答することにより調査を行う。

イ 追納調査

「ア 直接調査」と同様の方法による。

ウ 所得等調査

住民基本台帳及び市区町村民税課税台帳から、市区町村職員（国民年金担当部署）が、「国民年金被保険者実態調査所得等調査調査票（1）」及び「国民年金被保険者実態調査所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）」に必要事項を転記することにより実施する。

なお、「国民年金被保険者実態調査所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）」については、「国民年金被保険者実態調査所得等調査調査票（1）」の一部対象者のみ実施する。

(2) 調査事項

ア 直接調査

- ① 就業及び就学の状況
- ② 出産・育児の状況
- ③ 国民年金の保険料の納付状況・納付方法
- ④ 国民年金制度の周知状況
- ⑤ 公的年金以外の老後の備えの状況

イ 追納調査

- ① 就業及び就学の状況
- ② 国民年金制度の周知状況
- ③ 公的年金以外の老後の備えの状況
- ④ 国民年金の保険料の追納制度の利用状況・周知状況

ウ 所得等調査

(ア) 所得等調査調査票（1）

- ① 世帯の人数
- ② 被保険者及び世帯全体の所得金額及び市区町村民税課税・非課税の別

(イ) 所得等調査調査票（2）（所得等特別調査）

- ① 被保険者、配偶者及び世帯主に係る総所得金額・各種控除額
- ② 被保険者、配偶者及び世帯主に係る控除対象者の人数

(3) 調査実施時期

ア 直接調査

令和8年10月～令和9年3月（督促期間を含む）

イ 追納調査

令和8年10月～令和9年3月（督促期間を含む）

ウ 所得等調査

令和8年10月～令和9年3月

4 集計事項

(1) 直接調査

- ① 国民年金制度の周知状況・意識に関する集計
- ② 就業及び就学、出産・育児の状況に関する集計
- ③ 納付状況・納付方法に関する集計
- ④ 公的年金以外の老後の備えに関する集計

なお、直接調査と所得等調査の結果を整理番号により突合し、その結果もあわせて集計する。

(2) 追納調査

- ① 国民年金保険料の追納制度に関する利用状況及び周知状況・意識に関する集計
- ② 国民年金制度の周知状況・意識に関する集計
- ③ 就業及び就学の状況に関する集計
- ④ 公的年金以外の老後の備えに関する集計

5 公表予定時期

第一報は、調査実施の翌々年3月までに公表する。詳細は、調査実施の翌々年8月までに公表する。

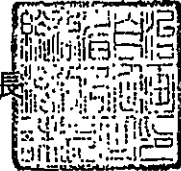
(参考3)

総 税 企 第 62 号

平成16年4月12日

社会保険庁 運営部企画課長 殿

総務省自治税務局企画課長



国民年金被保険者実態調査と地方税法との関係について (回答)

平成16年3月30日付庁文発第0330018号にて照会のありました標記の件につきましては、次のとおり回答いたします。

なお、本調査については、各地方団体の任意協力により回答されるものであることから、調査の実施に当たっては、各地方団体に過重な事務負担をかけることのないよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

当該照会の別紙に記載されている方法で調査が実施される限りにおいては、「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」をもらす行為にあたらないため、市区町村から所得情報等の提供を行っても、地方税法第22条に定める守秘義務には抵触しないと解される。





庁文発第0330018号
平成16年3月30日

総務省自治税務局企画課長 殿

社会保険庁
運営部企画課長



国民年金被保険者実態調査と地方税法との関係について（照会）

社会保険庁におきましては、国民年金第一号被保険者の意識や所得状況等を把握するための統計調査である国民年金被保険者実態調査（直近は平成14年度調査）を実施しているところです。

当該調査の調査項目のうち、所得等に関する項目につきましては、個人情報保護の観点から、別紙の手順のとおり調査票から氏名等に係る部分を切り落とすなど被調査者を識別することができない方法により、市区町村から情報を提供してもらうこととしております。

当該方法により提供される情報は、いわゆる個人情報に該当しないため、守秘義務を定める地方税法に抵触しないと考えておりますが、この点につきまして、確認方よろしくお願いいたします。

(別紙)

- 1 市区町村の課税台帳（個人住民税及び国民健康保険料（税））の閲覧及び調査事項の記入に係る事務については、市区町村の地方税担当部署の管理の下に行うとともに、調査事項を記入した後の国民年金被保険者実態調査（所得等調査）の調査票の被調査者を識別できる情報（氏名、住所及び生年月日）に係る部分を切り落とし、切り落した情報やその他調査票の記入の際に使用した氏名、住所及び生年月日を記載した資料は、調査票記入終了後、市区町村において速やかに廃棄する。
- 2 調査事項を記入した調査票は、これを市区町村において封緘し、社会保険庁に送付することとし、調査票の回答内容の保護のために、市区町村及び社会保険庁は万全を期す。
- 3 社会保険庁は、調査票の回答内容について整理番号を使用して被調査者を識別することができないように、調査票の回収時まで、整理番号と氏名、住所及び生年月日を同時に記載した資料等（電子データを含む。）を廃棄する。
- 4 社会保険庁は、調査票の回答内容を統計作成のためだけに使用し、他の目的に使用しない。

